

2011年3月31日

経済産業省製造産業局化学課御中

## 「計画停電」実施についての提案書

〒106-0032

東京都港区六本木5-18-17

化成品工業協会



### 1. 「計画停電」の現状と問題点

今回の東日本大震災の影響を受けた電力供給不足により、東京電力と東北電力の「計画停電」の実施は止むを得ない処置であると判断し、会員一同協力をしていくことはやぶさかではありません。

しかし、現在実行している計画停電は日替わりで停電時間が変わることで、しかも実施するかどうか、直前までわからないことで、化学品製造をする立場からは、非常に深刻な問題となっております。すなわち、化学品の製造は原料を仕込み、いったん反応を開始したら目的の反応が終わるまで、一定時間（通常8～15時間）は反応を継続しなければならず、途中で止めるわけにはいかないので、操業自体を休止せざるを得ません。また反応によっては、断続運転ができたとしても、運転の停止と再開における時間的ロスが多く、それが度重なることで、採算性が大きく悪化することになります。しかも、日替わりの計画停電に合わせて製造担当者の勤務配置調整をするのも、困難な状況にあります。

また、自分たちの所属するグループが停電ではないのに、浄水場があるグループが停電のために用水の供給が停止し、結果として製造を止めなければならない会員もおります。

ある程度の規模の製造会社では緊急用に自家発電装置を設置している会社もありますが、中小化学メーカーでは、その設備を備えている所が少ないのが現状です。

### 2. 今後の対応(提案)

これまでの震災復旧状況をみると、短期に電力供給が改善される可能性は少なく、長期間にわたり、「計画停電」は継続されるものと推測されます。

そこで、次のような提案を行いたいと思いますので、是非ご一考いただき

ますよう、お願い申し上げます。

- 1) 電力はあらかじめ発表された発電量を供給し、電力会社による計画停電は行わない。
- 2) 事業者は政府が指示する電力削減量（例えば対前年使用量の 25%ダウン）に基づき、自主的に製造計画を立案(例えば週 5 日間とか、月 20 日間連続操業など)し、それを事業所のある電力会社営業所（あるいは役所）へ届け出る。(毎月、翌月の計画を提出)
- 3) 電力会社（あるいは役所）は提出された計画書に基づき、その地域における電力需要が平準化するよう調整し、各事業所に対し指示、承認を行う。また、事業所が申請通りに実行していない場合（電力消費量が規定量を上回る場合）には、罰金を徴収したり、翌月の操業日数を減少させることも考える。
- 4) 一般家庭に対しては、一層の節電を要望する。例えば契約アンペア数を制限するのも一つの方法である。(60 アンペア契約者は 40 アンペア制限とするといった大胆な方法を取ったり、使用量の許容枠を超えた場合には罰金をとる＝電力料金の大幅なアップを行う)

自主規制に基づく操業日の調整や各家庭での使用量の制限は、実施するのにかなりの人手がかかりますが、現在の「計画停電」をこのまま継続していくと、東日本地区での製造業が縮小や休業を強いられ、それを原料とした川下産業やその製造業へ原料を供給する川上産業の縮小、そして結果として日本の産業自体が弱体化していくことになります。

震災からの復興の原資は経済活動が正常にできて初めて得られるものです。どうぞ、日本経済が危機的状況になる前に是非ご検討のほど、お願い申し上げます。